

答申内容（案）

ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定について（答申）

令和3年2月24日付け諮問のありました標記の件について慎重に審議を進めた結果、下記のとおり答申します。

記

1 ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定額について

平成17年度に設定された現行のごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料額は、廃棄物処理経費の3割を、町民が負担する内容で設定されました。

本町においては、リサイクル率が40%以上と全道的にも全国的にも高い水準であり、廃棄物の減量化・再資源化など適正な処理が進められています。

しかしながら、当初の手数料設定後、処理方法の見直しや施設の老朽化による維持管理経費の増大などの影響により、一人当たりの廃棄物処理経費が増大しています。

このことから、ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料を次のとおり改定すべきと考えます。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| (1) ごみ処分手数料 | 据え置くこととする。
(10kg当たり90円) |
| (2) ごみ収集運搬手数料
(指定ごみ袋) | 1L当たり2円増額する。
(1L当たり4円) |
| (3) ごみ収集運搬手数料
(粗大ごみ) | 据え置くこととする。
(1個につき300円) |
| (4) ごみ収集運搬手数料
(事業系一般廃棄物) | 1個につき50円増額する。
(1個につき100円) |

指定ごみ袋の料金を増額することにより、一般家庭への影響が非常に大きくなります。このことから、事業系一般廃棄物に係るごみ収集運搬手数料についてもバランスを考慮し増額すべきと考えます。

ただし・・・

※段階的な措置等・・・改定すべき額に到達させるまでの期間・方法について 等
(3の見直し頻度との整合性を考慮)

2 改定時期について

町民及び事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得た後に改定が実施されることを望むことから、本審議会において具体的な改定時期についての意見はしないこととします。

3 見直しを実施する頻度について

平成17年度に本手数料の料金が設定されて以降、廃棄物処理に係る経費及び収入の状況に基づく料金の見直しが行われてきませんでした。

今後においては、定期的な状況確認が必要と考えます。よって、3年毎に経費及び収入の推移等を確認し、料金の見直しについて検討すべきと考えます。

4 その他

手数料改定にあっては、避けられないものであることを認めますが、事業の効率化など更に運営の努力をお願いします。